

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
規制の名称	暗号資産の制裁の抜け穴としての悪用防止
規制の区分	新設、改正（拡充、緩和）、廃止
担当部局	国際局調査課
評価実施時期	令和4年4月
規制の目的、内容及び必要性	<p>本年2月下旬より、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシア・ベラルーシの個人・団体に対する資産凍結等、累次の制裁措置を実施している。今般の法改正は、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手段を講ずることで、制裁の実効性の更なる強化を図るもの。</p> <p>現行法では、制裁対象者への暗号資産の移転は規制対象となっているが、制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等はカバーされていない。また、銀行等と異なり、暗号資産交換業者には、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務はない。暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手段を講ずる。具体的には、現行法で規制対象となっている制裁対象者への暗号資産の移転に加え、制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等も規制対象として捕捉するとともに、銀行等と同様に、暗号資産交換業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務等を賦課することとしている。</p> <p>これは、現在でも多くの暗号資産交換業者において自主規制で対応されているところであるが、各国が規制をかけている中で、日本も各国と協調して、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう本法案において措置する。</p>
直接的な費用の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>③「<u>遵守費用</u>」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）</p> <p>（遵守費用） 本案では、制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等を規制対象として捕捉するとともに、暗号資産交換業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を賦課することとしているが、これは既に多くの暗号資産交換業者において自主規制で対応されているところ、暗号資産交換業者における遵守費用は一定程度織り込まれている。</p> <p>（行政費用） ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等を規制対象として捕捉するとともに、暗号資産交換業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を賦課することにより、当局において発生する行政費用としては、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく資本取引規制の対象となる暗号資産取引に対する許可業務や暗号資産交換業者に課される義務の遵守状況のモニタリングに要する費用がある。本行政費用は、取引件数及び個々の取引の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性の更なる強化を図ることにより、国際金融システムの安定を維持し、国際的信頼を保つことができる。</p> <p>⑥可能であれば<u>便益（金銭価値化）</u>を把握 本法律案により期待される効果である、制裁の実効性の更なる強化については、金銭価値化することは困難である。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 規制緩和措置には該当しない。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「<u>副次的な影響及び波及的な影響</u>」を把握することが必要 本規制による副次的な影響及び波及的な影響は、現在のところ想定できないが、本改正後5年を経過した時点において、その施行状況等をモニタリングし検証する。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証 暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手段を講ずることで、制裁の実効性の更なる強化を図ることにより、国際金融システムの安定を維持し、国際的信頼を保つことができ、この効果は、費用を大きく上回ると考えられる。今回の法改正は、外為法の取引の自由の原則に則っており、今回の規制により制限されるものは制裁に関するものに限られている。顧客に制裁対象者がいないかの確認は、制裁対象者へ支払いを行うことがないよう、現状でも既に各暗号資産交換業者に求められている内容であること、また、制裁対象者からの暗号資産の移転の依頼に際しての確認は、「顧客に制裁対象者がいないかの確認」を実施していれば対応可能な内容であることを踏まえれば、暗号資産取引全体に与える影響は僅少と考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 本年2月下旬より、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシア・ベラルーシの個人・団体に対する資産凍結等、累次の措置を実施している。今回の法改正は、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手段を講ずることで、制裁の実効性の更なる強化を図るもの。</p> <p>（代替案：暗号資産交換業者による自主規制）</p>

	<p>[費用・効果] 自主規制では法律上の義務を課すことができず、罰則により規制を担保することもできないため、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう制裁の実効性の更なる強化を図るためには、本案によることが適当である。</p> <p>[本案と代替案の比較] 対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、本案を採用することが適当と判断した。</p>
その他の関連事項	<p>①評価の活用状況等の明記 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。</p>
事後評価の実施時期等	<p>②事後評価の実施時期の明記 本法律案による改正外為法の施行後5年を経過した時点において、その施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。</p> <p>③事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 本法律案による改正外為法の施行後の暗号資産交換業者における資産凍結等の実施状況をモニタリングすることにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。</p>
備考	